

仙台市環境影響評価条例施行規則（平成一一年規則第六号）新旧対照表

現行				改正後			
別表第一（第三条関係）				別表第一（第三条関係）			
事業の種類	事業の内容	地域	対象事業の要件	事業の種類	事業の内容	地域	対象事業の要件
一～二十【略】				一～二十【略】			
二十一条	ア 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号の建築物（以下「建築物」という。）の建設	全地域	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第六号の建築物の高さが百メートル以上であるもの又は同項第四号の延べ面積が五万平方メートル以上であるもの	二十一条	ア 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号の建築物（以下「建築物」という。）の建設	全地域	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第六号の建築物の高さが百メートル以上であるもの又は同項第四号の延べ面積が五万平方メートル以上であるもの（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域内におけるものであり、かつ、環境の保全及び創造についての適正な配慮がなされるものとして市長が認めるものを除く。）
二十二～三十五【略】				二十二～三十五【略】			

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。